

# 受験資格等Q&A

## 【受験資格に関すること】

Q1	岩手県の福祉施設で、介護職員として働いています。既に5年間かつ900日以上勤務しています。宮城県に住んでいるので、宮城県での受験を希望しています。
----	---

A1: 受験できません。「勤務地での受験が原則」です。

岩手県に勤務しているのであれば、岩手県で受験してください。現在実務に従事していない場合には「居住地(宮城県)」での受験になります。

Q2	保健師の資格を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしています。受験資格に該当しますか。
----	--

A2: 該当しません。

「調査業務」は、要援護者に対する直接的な援助ではないため、該当する業務にはなりません。また、保健師の本来業務でもないため、「保健師」としての実務経験としても認められません。

Q3	介護福祉士の資格を持っています。この場合、解答免除(福祉サービスの知識等)は適用されますか。
----	--

A3: 適用されません。

第18回(平成27年度)の試験より**解答免除の取扱い**は廃止されました。法定資格所持の有無に関わらず、受験者全員、全60問の解答が必要です。

Q4	介護福祉士の資格を所持し、介護業務に3年以上(600日以上)従事した後、異動で特定施設入居者生活介護の生活相談員を2年以上(460日以上)行っています。受験資格はありますか。
----	---

A4: 受験資格はあります。

介護福祉士の当該資格業務である要援護者に対する身体介護業務を本来業務として行っている期間と、【別表2】(P10)に該当する生活相談員として従事している期間が、通算して5年以上かつ900日以上あるので、実務経験期間と認められます。

## 【実務経験に関すること】

Q1	薬剤師の免許を持っていますが、業務経験は製薬会社での研究業務しかありません。この場合は受験できますか。
----	---

A1: 受験できません。

国家資格を有している方でも、研究や営業など直接的な援助を行っていない場合は受験に必要な従事期間(実務経験)としてはみなされません。

Q2	一般病院で介護業務をしていましたが、実務経験として認められますか。介護福祉士の資格を取得し登録も終えています。
----	---

A2: 認められます。

病院等において看護補助の業務に従事し、主たる業務が介護等の業務である(要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられている)場合は該当します。

ただし、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている場合は実務経験とはなりません。

Q3	介護福祉士の資格を所持し、ボランティア団体での介護業務も対象になりますか。
----	---------------------------------------

**A3: 対象となります。**

ボランティア等の非公共サービスを行う団体等において介護等の業務を行っていた人も対象となりますが、団体の代表者の発行する「実務経験証明書」に加え、団体の概要のわかる書類(団体名・発足時期・活動内容等が記載されたもの)や、ボランティアセンター等に登録しているような場合には、その旨の書類(登録票の写し等)を添付してください。

Q4	4月1日から病院に勤務していますが、看護師免許は4月13日の登録となっています。この場合、免許登録までの期間は実務経験として認められますか。
----	--

**A4: 認められません。**

免許交付日前は算入できません。実務経験に算入できるのは、当該免許登録日の4月13日以降です。「実務経験証明書」も登録日以降での証明となります。

Q5	試験日5日前に5年間の実務経験期間が満たされるのですが、受験できますか。
----	--------------------------------------

**A5: 受験できます。**

実務経験年数は、試験の前日(10月12日(土))まで算入できます。試験日の前日までに実務経験の期間を満たす場合には、申込の際に「実務経験見込み証明書」で提出いただければ受験が可能です。この場合、10月15日(火)～10月31日(木)まで(当日消印有効)に、「実務経験証明書」を改めて、簡易書留にて試験実施本部に提出してください。(提出がなかった場合、試験は無効となります。)

Q6	日数は、8時間勤務でないと1日にならないのですか。
----	---------------------------

**A6: 8時間未満の勤務でも1日になります。**

1日2時間勤務の訪問介護等、1日の勤務時間が短い場合についても1日勤務したものとみなします。

Q7	これまでの業務経験を全て申込書に記入する必要がありますか。
----	-------------------------------

**A7: 受験に必要な経験(期間・日数)のみの記入で結構です。**

申込書の「実務経験期間(証明内容)」には、受験に必要な経験のみ記入してください。なお、申込書に記入した実務経験については、必ず「実務経験証明書」の添付が必要です。

現在、受験資格に該当する業務に従事している場合は、受験地を確定するために、現在の業務も含めた実務経験証明書の提出が必要です。

Q8	病院で看護師として20年間勤務していますが、10年以上前の記録が残っていないので、実務経験の日数が算定できないと言われました。
----	---

**A8: 受験に必要な経験(期間・日数)が確認出来れば結構です。**

Q9	<b>実務経験の証明は、過去従事した事業所の中で5年間かつ900日以上を越えているものがあれば、いつ勤務した事業所の証明でもいいのですか。</b>
----	---

**A9: 受験地を確定するために、現在の業務の実務経験証明書(現在を含むもの)を提出してください。**

現在の業務の実務経験だけで受験資格に満たない方は、現在と以前の勤務先の「実務経験証明書」を提出してください。

現在、当該業務に従事していない場合(無職の方も含む)や、現在の業務内容の証明書を添付できない場合は、宮城県に在住していることを証明する書類の添付が必要です。

Q10	<b>介護業務に介護福祉士として、デイサービスセンターで勤務した後、同一法人内の特別養護老人ホームに異動しました。この場合、実務経験の証明者は現在勤務の施設長でいいですか。</b>
-----	--

**A10: 同一法人であっても「事業所ごとの実務経験証明書」が必要です。**

ある施設の長が、他の施設の実務経験内容を証明されても、その内容は認められません。証明権限者はそれぞれの施設の長です。事業所ごとに施設の長からの証明が必要になります。

Q11	<b>4月1日の辞令で施設に配属されました。介護保険事業所の指定は5月1日からです。実務経験は4月1日からの証明でいいですか。</b>
-----	---

**A11: 実務経験は5月1日からになります。**

事業所(施設)の指定日又は許可・認可・承認を受けた日、事業開始日以前の期間は、当該事業における準備期間とみなしますので、実務経験にはなりません。業務に従事した期間・日数どちらも除外して証明してください。この場合は、5月1日からの証明が有効となります。

Q12	<b>栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。実務経験として認められますか。</b>
-----	--

**A12: 認められません。**

栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています(栄養士法第1条)。献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、受験に必要な実務経験として認められません。

Q13	<b>社会福祉士と訪問介護員の資格を所持し、介護職を行っている期間は、実務経験として認められますか。</b>
-----	--

**A13: 認められません。**

【別表1】(P9)に定める法定資格取得者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間のみ認められます。

Q14	<b>社会福祉主事任用資格のみ所持し、生活相談員として通所介護(デイサービス)にて、5年以上900日以上従事しています。実務経験として認められますか。</b>
-----	---

**A14: 認められません。**

【別表2】(P10)に掲げる施設等において必置とされる相談援助業務に従事する者が、実務経験として認められます。

## 【その他】

Q1	看護師の資格を取得して4年になります。准看護師から引き続いて病院に勤務しているため、その期間を通算すると5年以上(900日以上)になり、受験資格はあります。この場合、資格を証明する書類としては、看護師免許証の写しだけを添付すればよいのでしょうか。
----	---

A1: 看護師と准看護師の免許証いずれも必要です。

この場合は、准看護師としての実務経験が含まれなければ5年に満たないので、准看護師免許証の写しをあわせて添付する必要があります。5年以上の実務経験期間中、資格を持って勤務していたことを証明する書類が必要です。

Q2	派遣会社に登録し、県内の施設に介護職員として派遣されて勤務しています。この場合、実務経験の証明者は派遣先、派遣元どちらになりますか。
----	--

A2: 派遣先の施設等の長から証明を頂いてください。

原則派遣での業務の場合は、派遣先の事業所の代表者等、証明権限を有する方から証明を頂いてください。

ただし、何らかの事情で派遣先の証明が入手し難い場合は、派遣元(登録先)の会社が発行した「実務経験証明書」でも結構です。ただしこの場合は、その方の業務内容(資格等に基づく直接的な援助業務であること)が確認できる書類(委託契約書・雇用契約書等の写し)を添付してください。

Q3	介護福祉士の資格を有していますが、「当該資格の免許等の写しを添付」は、「合格証」の写しでよいのでしょうか。
----	---

A3: 「合格証」ではなく『登録証』の写しが必要です。

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士を含む法定資格については、「登録」をもって当該資格の名称が使用できます。

Q4	介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中です。受験申込期限までに間に合いません。どうしたらいいですか。
----	---

A4: 「見込み」として申込を受け付けます。仮の証明書として「再発行の手続書類」の写しを添付してください(例えば、再発行申請書の写しや、発行元が申請書を受理した書類の写し等)。

そのうえで、改めて登録証の写しを10月15日(火)～10月31日(木)までに、簡易書留で試験実施本部に提出してください。期日までに登録証の写しが提出されないと、試験は無効となりますのでご注意ください。

なお、登録申請中の方も考え方は同じです。この場合、仮の証明書として「登録申請書」の写しを添付してください。 ※登録証の発行年月日(登録年月日)は、試験日の前日までが有効です。

Q5	実務経験証明書の代わりに、過去の結果通知書(不合格通知)の原本を提出します。
----	--

A5: 第21回(平成30年度)に宮城県で受験し、不合格となった方は、その結果通知書(原本)をもって、実務経験証明書の提出を省略することができます。

受験要件改正の為、第20回以前の結果通知書は、実務経験証明書の代わりにはなりません。全ての必要書類を添付して申し込んでください(P5, P6 参照)。

なお、第21回の不合格通知で提出を省略できるのは、「実務経験証明書」および「実務経験証明書の裏付けとなる書類等」だけです。資格等の証明書ほか、必要書類を確認して提出してください。

<b>Q6</b>	<b>昨年福島県で受験し、不合格でした。転職し、今年は宮城県が受験地になります。福島県の不合格通知でも実務経験証明書の代わりにになりますか。</b>
-----------	--

**A6:** 他県の結果通知書は、実務経験証明書の代わりにはなりません。全ての必要書類を添付して申し込んでください(P5, P6 参照)。

<b>Q7</b>	<b>受験申込後に、引越しました。その際の届出は、どうすればよいですか。</b>
-----------	--

**A7:** 「受験申込書記載事項変更届 (P33)」を提出してください。

申込後の住所・氏名・職場の変更等、受験申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに介護支援専門員試験実施本部に「受験申込書記載事項変更届」を提出してください。

氏名が変更された場合には、必ず戸籍抄本(原本)も添付してください。

<b>Q8</b>	<b>「実務経験見込み証明書」で10月12日までの業務期間で申しましたが、9月30日に職場を退職しました。どうすればよいですか。</b>
-----------	--

**A8:** 9月30日までの実務経験証明書を改めて提出してください。

10月15日(火)～10月31日(木)まで(当日消印有効)に、退職時までの「実務経験証明書」を提出してください。「5年以上かつ900日以上」等の受験資格を満たす業務期間及び日数が証明されていれば結構です。

必要な実務経験期間・日数について(事例)

	事 例	受験の可否
国家資格等所有者	◇看護師が医院での看護業務(3年・600日)→[退職]→特別養護老人ホームでの看護業務(2年・400日)で通算5年以上かつ900日以上 ※業務が連続しなくても通算可	○
	◇保健師として保健所勤務(3年・600日)→県庁事務(2年・400日)で通算5年以上かつ900日以上 ※事務業務は実務経験の対象とならないため、あと2年保健師としての業務(要援護者に対する直接的な対人援助)が必要	×
	◇看護師免許を取得し登録した者が、訪問看護の業務のみを通算5年以上かつ900日以上	○
	◇社会福祉士を取得し登録した者が、特別養護老人ホームの生活相談員を通算5年以上かつ900日以上	○
相談援助業務従事者	◇実務経験証明書の業務期間以外の障害者相談支援従事者現任研修修了証を所持し、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員(5年以上・900日以上) ※ <u>実務経験証明書の業務期間に相当する障害者相談支援従事者初任者研修修了証</u> 又は障害者相談支援従事者現任研修修了証を所持し、相談支援専門員に 従事した期間のみ、実務経験として算入可	×
	◇児童相談所相談員(4年・800日)→特別養護老人ホームの生活相談員(1年・200日)で通算5年以上かつ900日以上 ※児童相談所相談員は実務経験対象とならないため、実務経験期間算入不可ただし、社会福祉士や精神保健福祉士を取得し登録した者が、児童相談所相談員として業務している場合には、相談援助等の業務として実務経験対象となるため、実務経験期間算入可	×
	◇主任相談支援員として、就労の支援その他自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(5年以上・900日以上)	○
	◇社会福祉主事任用資格のみ所持者が、生活相談員として通所介護(デイサービス)にて、5年以上900日以上 ※通所介護(デイサービス)は、【別表2】(P10)に掲げる施設等では非該当のため、実務経験期間算入不可	×